

令和5年度補正予算に係る
工事の現場代理人兼務要件緩和について

令和5年12月
山口県土木建築部

令和5年度補正予算の早期執行を図るため、「1 対象工事」を含む場合において、現場代理人の兼務要件を緩和します。

1 対象工事

令和5年12月15日から令和6年6月末日までに入札公告又は指名通知を行う工事

2 緩和内容

4,000万円未満の工事について、対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が5件まで兼務できることとする。

		対象工事を含む	現行
現場代理人	4,000万円未満工事の兼務要件	以下の要件をすべて満たす場合 a 5件以内 b 各4,000万円未満 c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐	以下の要件をすべて満たす場合 a 3件以内 b 各4,000万円未満 c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐